委託生産者であることのチェックシート

|  |
| --- |
| 注意事項➢ 法令上、原産品判定依頼が認められているのは、輸出者・生産者のいずれかのみです。➢ 判定依頼のための申告データや立証書類（伝票、書類など）は、輸出のつど、法律上、第一種特定原産地証明書発給日の翌日から５年間（日ブルネイ協定、日スイス協定、日ベトナム協定、日アセアン協定、RCEP協定は３年間）の保存が義務付けられています。➢ 原産品であると判定された輸出産品については、判定依頼の際に提出した資料の内容に変更がない限り、その判定結果を使用して、同一の輸出産品についての第一種特定原産地証明書の発給申請を繰り返し行うことができます。しかし、その産品の生産に関する材料調達先や材料価格の変化などがある場合には、必要に応じて、改めて原産品判定を受けてください。 |

上記の注意事項をよくお読みの上、以下の確認項目にお答えください。

|  |  |
| --- | --- |
| 確認項目 | いずれか〇で囲む |
| ①産品の企画・仕様（サイズ・性能など）はあなたの会社が決定していますか | はい ・ いいえ |
| ②産品の生産に使用する材料はあなたの会社が調達・支給していますか、もしくはあなたの会社が材料を指定していますか　（VAの場合）あなたの会社が材料の金額も把握していますか | はい ・ いいえ |
| ③あなたの会社は、産品の製造場所および生産工程について、実地検査や書面で確認するなどして、把握していますか | はい ・ いいえ |
| ④産品の生産に使用する材料や仕様・製造場所の変更は、あらかじめあなたの会社で把握し、定期的に①・②を確認できる体制になっていますか | はい ・ いいえ |
| ⑤あなたの会社は、製造場所の変更や再委託が行われていないかなど、定期的に③の産品の製造現場および生産工程を確認できる体制になっていますか。 | はい ・ いいえ |
| ⑥判定資料（対比表や計算ワークシートなど）を作成できますか | はい ・ いいえ |
| ⑦輸入国税関等から説明を求められた場合、資料に基づき説明責任を果たすことができますか | はい ・ いいえ |

※上記のチェックシートが全て“はい”となり、あなたの会社が製造全般の管理・指揮を行っているといえる場合には、「委託に係る誓約書」を作成・提出ができます。

※製造委託契約書など保存資料を追加で確認する場合があります。

|  |  |
| --- | --- |
| 委託元会社名 |  |
| 担当部署名（※） |  |
| 担当者名 |  |
| 担当者連絡先 |  |

　※担当部署では、製造全般の管理・指揮とその後の定期的な確認を行ってください

年　月　日

関係者各位

企業名

住所

代表者名

部署・担当者名

連絡先

　当社が原産品判定依頼を行った下記産品は、生産に係る企画・仕様の決定、原材料の調達・支給・指定等を当社が行い、当社による生産全般の管理・指揮の下、下記の者が生産を行っていることを誓約いたします。

記

（生産を行っている者）

　　企業名　　　　株式会社〇〇

　　住所　　　　　〇〇県〇〇市〇〇　〇―〇

　　部署・担当者名

　　連絡先　　　　（電話番号等）

（該当する産品）

　品名（英文）　　　　　　　製造番号・型番　　　　　　　生産場所（住所・工場名等）

　〇〇（xxx）　　　　 　　　〇〇〇〇〇〇〇　　　　　　　〇〇県〇〇市〇〇　〇〇工場

　〇〇（xxx）　　　　 　　　〇〇〇〇〇〇〇　　　　　　　〇〇県〇〇市〇〇　〇〇工場

以上